

- 特集:企業と人権・SDGsと人権に関する講演会
- 企業活動と人権「ビジネスと人権」の視点から
- 令和4年度人権に関する児童生徒の作品受賞標語ポスター巡回展
- あいぽーと徳島夏休み子ども体験「わりめんモンスターをさがせ」
- 展示スペースにあいぽーと徳島所蔵パネルの展示をしませんか、児童生徒向け図書情報
- あいぽーと徳島情報



あいぽーと徳島では、人権に関するさまざまなイベントを開催しています。

令和5年度 人権教育啓発リーダー養成講座(前期)

どなたでもお申し込みいただけます。

参加
無料
申込
必要
※申込受付は
前日まで

第2回 女性の人権

演題 多様な社会はなぜ難しいか

日時 令和5(2023)年
7月27日(木) 13:30~15:00

会場 アスティとくしま
2階 第5会議室
徳島市山城町東浜傍1-1

講師 水無田 気流(みなした きりう)さん
(國學院大学 教授)

第3回 インターネットと人権

演題 インターネットと人権

日時 令和5(2023)年
8月9日(水) 13:30~15:00

会場 沖洲マリントーミナルビル
2階 マリンホール
徳島市東沖洲2丁目14

講師 石川 千明(いしかわ ちあき)さん
(NPO法人 奈良地域の学び推進機構 理事)

第4回 障がい者等の権利

演題 フラットな関係の就労支援が障がい当事者の問題を解決していく。障がいのあるひと、支援するひと。クラブビール醸造に与えるものと受けるもの

日時 令和5(2023)年
9月7日(木) 13:30~15:00

会場 アスティとくしま 2階 第6会議室
徳島市山城町東浜傍1-1

講師 山崎 昌宣(やまざき あきのり)さん
(株式会社シクロ 代表取締役)

あいぽーと徳島講演会 拉致問題

北朝鮮よ、姉 横田めぐみを帰せ!

日時 令和5(2023)年
8月19日(土) 13:30~15:00

会場 あわぎんホール 4階大会議室
(徳島市藍場町2丁目14番地)

講師 横田 拓也(よこた たくや)さん (家族会 代表)

あいぽーと徳島研修会

なぜ人は被害者を責めるのか

日時 令和5(2023)年
8月30日(水) 13:30~15:00

会場 沖洲マリントーミナルビル 2階 マリンホール
(徳島市東沖洲2丁目14)

講師 村山 綾(むらやま あや)さん (近畿大学国際学部 准教授)

あいぽーと徳島 特別展示

展示会場 あいぽーと徳島 展示・交流スペース (徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリントーミナルビル1階) 月曜日(祝日の場合は翌日)は休館日です。

第1回 平和学習

サダコと折り鶴 -その想いはツルにのって-

期間 令和5(2023)年7月20日(木)~8月16日(水)

パネル「サダコと折り鶴」、DVD上映「つるにのって-とも子の冒険-」等 (協力:広島平和記念資料館)

入場無料

第2回 拉致問題

「横田めぐみちゃんと家族のメッセージ」

期間 令和5(2023)年8月19日(土)~9月18日(月・祝)

写真パネル「めぐみちゃんと家族のメッセージ」、DVD上映「横田滋・早紀江さんの思い」等 (協力:あさがの会)

入場無料

主催・問い合わせ: あいぽーと徳島(徳島県立人権教育啓発推進センター)

Tel.088-664-3719 ホームページ <https://www.aiport.jp/>

人権相談のご案内

あいぽーと徳島では、人権擁護委員・弁護士による人権相談を行っています。まずは電話にてご連絡ください。

Tel.088-664-3701

(徳島県男女参画・人権課分室)

一人で悩まずお電話を

●人権擁護委員による相談 第2・第4土曜日(10:00~16:00) 面接相談及び電話相談

●弁護士による相談(要予約) 第1・第3金曜日(13:00~16:00) 面接相談

●弁護士によるインターネット上の人権侵害相談(要予約) 偶数月の第2金曜日(13:00~16:00) 面接相談

特集

企業と人権・SDGsと人権に関する講演会

人権は発明

「ビジネスと人権」の考え方に
ついて理解を深め、企業活動に関
連する人権課題について確認した
いと思えます。そして企業による
人権尊重に対する社会からの要
請が高まっていることを知ってい
ただき、サプライチェーンも含め
た企業活動における人権尊重の
あり方、企業に求められている取
り組みについてお話ししたいと思
います。

人権とは、すべての人が生まれ
ながらに持っている権利です。た
だ、人類の長い歴史で、この権利
が世界共通で皆が持っていること
として明文化されたのは、世界
人権宣言が国連で採択された
1948年と最近で、人権とは
発明のひとつと言われています。

求められるのは

全体を通しての配慮

「ビジネスと人権」を進める前
に、サプライチェーンについて説明
します。日本語で言うところの供給網
です。原料の仕入れ先や部品を
作っている工場、物流会社や販売

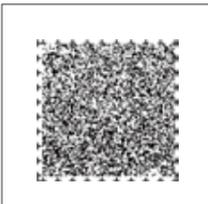
店など製品やサービスが生産・
消費される一連の流れをサプライ
チェーンと言います。「ビジネスと
人権」の考え方は自社だけでなく
サプライチェーン全体で人権を
尊重しようという考え方に
なっています。自社では人権侵害が問題に
なることはなかったとしても、サ
プライチェーンのどこかで人権が
侵害されていることが非常に多く
起こるようになりました。特に
1990年代以降、国内で生産
するよりも人件費などを抑える
ために、途上国などにあるサプラ
イヤーに委託し、コストの安い製
品を作るといったことが進んだ結
果、現地の工場などで働く人の
人権が侵害されるということがた
くさん起こるようになりました。

その状況を改善するために誕
生したのが、2011年に国連
で承認された『ビジネスと人権に
関する指導原則』です。これは
国に人権を守る義務があること
に加えて、企業の責任や救済への
アクセスなどを、31の原則にまと
めたものです。国家だけでなく企
業にも責任を求めるといふ画期
的な原則で、企業内だけでなく
サプライチェーン全体に与える影
響力の大きさに応じて責任を持
ちましょうという、「ビジネスと
人権」の考え方を明らかにしま
した。

講師: 森本 美紀子さん
(株式会社karna 代表取締役)

令和5年5月18日開催

中面へ続く



(音声コード)

あいぽーと徳島

徳島県立人権教育啓発推進センター
指定管理者 特定非営利活動法人 徳島ヒューマンネット
〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリントーミナルビル内
Tel.088-664-3719 Fax.088-664-3727
E-mail: info@aiport.jp

あいぽーと徳島 検索 <https://www.aiport.jp>

●開館時間/午前10時から午後6時まで
●休館日/月曜日(祝日の場合はその翌日)
年末年始(12月29日から1月3日まで)

●公共交通機関のご案内 JR徳島駅前から徳島市営バス6番のりば・徳島バス[中央市場線]に乗りし、沖洲マリントーミナルにて下車。

駐車場案内

お車を利用の場合、ビル西側駐車場の「あいぽーと徳島」と表記のある赤いコーンの場所に駐車してください。満車の場合は、ビル北側の県営有料駐車場をご利用ください。3時間まで200円

●公共機関のご案内 JR徳島駅前から徳島市営バス6番のりば・徳島バス[中央市場線]に乗りし、沖洲マリントーミナルにて下車。

(音声コード)

令和4年度人権に関する 児童生徒の作品受賞標語ポスター巡回展

昨年12月に発表しました「令和4年度人権に関する児童生徒の作品」の受賞作品の中から、標語ポスター(県内各学校から応募のあった30,548作品より受賞した作品)を身近な場所で鑑賞していただけるように県内各所で展示会を開催しています。

会場は8箇所で行い、それぞれの地域の学校に通う子どもたちの作品を展示しています。会場に訪れた多くの方に、地域の子どもの作品をご覧ください。

展示会場

- フレスポ阿波池田(三好市) 令和5年5月17日~5月22日
- マルナカ脇町店(美馬市) 令和5年5月24日~5月30日
- ホテル千秋閣(徳島市) 令和5年6月 1日~6月30日
- フジグラン石井(名西郡) 令和5年7月 7日~7月12日(予定)
- フジグラン北島(板野郡) 令和5年7月 8日~7月13日(予定)
- ハローズ津乃峰店(阿南市) 令和5年7月12日~7月18日(予定)
- ルピア(小松島市) 令和5年7月20日~7月24日(予定)
- イオンモール徳島(徳島市) 令和5年7月26日(予定)



『人権に関する児童生徒の作品』は、県内の小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒を対象に「ひと いのち ふれあい」をテーマとして、意見発表に係る作文・作詩作曲・標語ポスターの3部門の人権作品を毎年募集しているものです。

あいぽーと徳島夏休み子ども体験 「ちりめんモンスタ-をさがせ」

参加費 無料 申込 必要



- 日時/7月26日(水)
- 会場/イオンモール徳島1階UZUコート(徳島市南末広町4番1号)
- 申込締切/7月11日(火)必着
- 申込方法等の詳細は、あいぽーと徳島へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
あいぽーと徳島 Tel.088-664-3719、ホームページ <https://www.aiport.jp/>

●令和4年度人権に関する児童生徒の作品受賞標語ポスター巡回展も同時開催を予定しています。

展示スペースに あいぽーと徳島所蔵パネルの 展示をしませんか。 パネルの貸出をしています。



●詳細は、あいぽーと徳島ホームページの「人権啓発パネル貸出について」をご覧ください。

児童生徒向け図書情報

令和5年度 青少年読書感想文全国コンクール
課題図書(貸出し用)を入荷しました。



(音声コード)



理解しておくべき 様々な人権課題の形

法務省が2021年に出した報告書では、企業が関与する可能性のある人権課題が25種類に整理されています。まずよく聞くのがハラスメントです。セクハラやパワハラ以外にも様々なハラスメントがあります。定義としては優越的な関係を背景にした言動、それらが業務上必要かつ相当な範囲を超えて、労働者の就業環境が害されることです。それによって被害を受けた人が不快感

や脅威を覚えたり不利益が生じたりする、これがハラスメントと呼ばれています。

また差別の問題に関して「アンコンシャスバイアス」、つまり無意識の偏見も原因のひとつとして指摘されています。これは自分では気付かない偏ったものの見方で、たとえば「育児中の女性社員には営業は無理」とか、「定時で帰る社員はやる気が無い」などがあります。差別のもとになりやすい性別や人種、年齢、国籍、体型など目に見える特性のほか、目に見えない性格や信条、価値観などでも人はそれぞれ違っています。企業としても多様な人が働き新しいものが生まれやすくなるという観点からも、多様性を尊重することには意味があると思います。

企業として、消費者の安全と知る権利を守ることも人権課題と関連付いています。プライバシーや個人情報への扱いに注意し、消費者の安全を守ることが人権を守ることになり、製品の情報を正しく提供することにも責任を求められます。また特定の人々に不利な情報が含まれるAIを搭載した人材採用システムなど、新しいテクノロジーに関する

人権問題についても国際的な人権の会議では何年も前から議論されています。

終わりのない 人権への取り組み

日本では政府が2021年に大手企業を対象にどれだけ人権への取り組みが進んでいるかアンケートを取りました。人権方針策定では7割近く、人権デュー・デリリジェンスは半分以上の企業で取り組んでいます。企業からは具体的な方法を示してほしいという声も多く挙がっています。その声を受けて2022年9月に政府によって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』が策定され、2023年4月にはそれをフォローする実務参照資料が作られています。

人権への取り組みは、「ここまでできればOK」というゴールはありません。100点を取ることは無理でも、できる限り人権侵害をなくすように努力していく必要があります。環境の変化に対応しながら企業活動が持続し続けることが重要になります。

講師プロフィール 森本 美紀子(もりもと みきこ)さん 株式会社karna 代表取締役



東京大学卒業。民間シンクタンク、法律事務所、在日外国大使館、ヘッジファンド勤務を経て2018年よりサステナビリティに関するコンサルティングに携わり企業や組織のサステナブル経営、経営理念・パーパス策定、SDGs推進・社内浸透、ESG対応、情報開示、気候変動、DEIなど幅広いテーマでの支援を行ってきた。特にビジネスと人権に関しては、人権方針の策定、人権デュー・デリリジェンスの設計・実施、報告書作成・監修等の実績を基に企業における人権尊重の推進に積極的に取り組んでいる。

(音声コード)